

東近江市パブリックコメント制度の概要

パブリックコメント制度とは

市政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を市民等に公表し、これらについて提出された市民等の意見、情報及び専門的な知識を当該立案に反映させる機会を確保する手続をいいます。

意見及び情報を提出できる人（市民等）

市内に住所を有する人
意見及び情報を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体

パブリックコメントの対象

市の施策に関する基本的な計画の策定及び改定

- ・ 総合計画等市の基本的な政策を定める計画
- ・ 個別行政分野における施策の基本方針
- ・ その他基本的な事項を定める計画

次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

- ・ 市の基本的な制度を定める条例
- ・ 市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

その他実施機関が必要と認めるもの

パブリックコメントの対象としないもの

迅速又は緊急を要するもの

軽微なもの

実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

法令等に意見聴取等の手続が定められているもの

地方自治法の規定による直接請求により議会に付議するもの

地方自治法の規定に基づき設置する附属機関等が、パブリックコメントに準じた手続を経て報告、答申等を行ったもの

パブリックコメントの実施主体（実施機関）

市長

教育委員会

病院事業管理者

パブリックコメントの流れ

